令和4年(2022年)1月21日 教 育 委 員 会 資 料 教育委員会事務局子ども・教育政策課

中野区職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正に係る意見について

中野区職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織 及び運営に関する法律第29条の規定に基づき区長から意見を求められたことから、 教育委員会の意見を申し出る。

記

1 改正内容

職員の服務の宣誓の実施方法について、署名及び対面を不要とし、宣誓書の提 出のみとする。

- 2 新旧対照表 別添のとおり
- 3 施行年月日 公布の日
- 4 今後のスケジュール 本件可決後、区長へ意見回答 令和4年区議会第1回定例会に一部改正条例案を提出

改正案

第1条 (略)

(職員の服務の宣誓)

第2条 新たに職員となつた者は、任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員にあつては、中野区教育委員会。以下同じ。)<u>に</u>別記様式による宣誓書を提出してからでなければその職務を行つてはならない。ただし、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓書を提出する前においても職員にその職務を行わせることができる。

第3条 (略)

附 則 (略)

別記様式 (略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

現行

第1条 (略)

(職員の服務の宣誓)

第2条 新たに職員となつた者は、任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員にあつては、中野区教育委員会。以下同じ。)又は任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行つてはならない。但し地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。

第3条 (略)

附 則 (略)

別記様式 (略)